

乗合タクシー特定目的地停留所の名称変更について(報告)

旧名称: 三重銀行亀山支店(No.604) ⇒ 新名称: 三重銀行亀山中央支店(No.604)

変更理由: 三重銀行からの変更申し出による(令和元年7月22日、支店名称のみ変更)

亀山市地域公共交通会議規約(一部抜粋)

(協議済み事項の軽微な修正・変更)

第10条 交通会議において協議が整った事項に関する軽微な修正・変更については、交通会議での協議 を省略することができるものとする。

2 前項における軽微な修正・変更とは、別表1に掲げるものとする。

別表1(第10条関係)

- ・バス停名称の変更
- ・バス停の新設又は廃止を伴わないルートの変更
- ・ルートの変更を伴わないバス停の位置変更等
- ・運行本数の変更を伴わない運行時刻の修正